

# 新たな給付奨学金制度(概要)

## 修学支援新制度の概要

2020年4月から、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して、**授業料等減免制度の創設+給付奨学金が拡充**されます。**授業料等(入学料含む)減免申請をするには**、あらかじめ日本学生支援機構給付奨学金の申し込みをしてもらいます。

対象は2020年4月に本学に在学する学部学生（外国人留学生を除く）  
修業年限を超える人（休学期間は含めない）は申し込みできません。

### 1. 対象となる学校種

修学支援の対象機関として群馬大学は確認を受けております。

新たな給付奨学金を利用できるのは、国・地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校

- 国又は地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校一覧  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/1420041.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041.htm)

### 2. 支援の実施時期

2020年4月から支援開始

※ 現在大学等に在学している者及び入学予定の学生を対象として、

2019年11月に募集（在学予約採用）既に実施済み

2020年3月に募集（在学採用）

# 新たな給付奨学金制度の概要

## 3. 支援対象者の要件

### (1) 学業成績・学修意欲等に係る要件

※ 学修計画書による学修意欲の確認の方法等については、  
文部科学省のホームページ参照

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)

#### ① 1年生 次のア～ウのいずれかに該当すること

- ア 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること
- イ 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること
- ウ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

#### ② 2年生以上

- ア GPA（平均成績）が在学する学部学科における上位1/2の範囲に属すること
- イ 修得した単位数の合計数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

※ 標準単位数 = 卒業に必要な単位数 / 修業年限 × 申請者の在学年数

但し、学業成績が「廃止」の区分に該当する人は、上記の要件を満たしても推薦不可

【廃止区分】

- 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。（過去に留年した者）
- 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること。
- 履修科目の授業への出席率が5割以下であること、その他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。

# 新たな給付奨学金制度の概要

## (2) 家計の経済状況に係る要件

次の①・②いずれにも該当すること

### ①所得要件

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等  
具体的には、以下の支援区分（第Ⅰ区分～第Ⅲ区分）のいずれかに該当すること

#### 【第Ⅰ区分】

本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること（※1）

#### 【第Ⅱ区分】

本人と生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が100円以上25,600円未満であること

#### 【第Ⅲ区分】

本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

※1 ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

※2  $\text{支給額算定基準額} = \text{課税標準額} \times 6\% - (\text{調整控除額} + \text{税額調整額})$

★100円未満は切り捨て

★「課税標準額」、「調整控除額」及び「税額調整額」の情報は機構がマイナンバーにより取得しますが、市役所等で交付される課税証明書等に必ずしも記載されているものではありません。

★政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、 $(\text{調整控除額} + \text{税額調整額})$ に $3/4$ を乗じて計算

- 所得要件の確認は、原則として提出されたマイナンバーにより機構が確認します。

# 新たな給付奨学金制度の概要

## 【参考1】収入・所得の上限額の目安

世帯人数	想定する世帯構成	(★)が給与所得者の世帯 (年間の収入金額：万円)			(★)が給与所得者以外の世帯 (年間の所得金額：万円)		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
2人	本人、母(★)	229	332	402	131	197	251
3人	本人、母(★)、中学生	289	391	457	172	241	295
4人	本人、親①(★)、親②(無収入)、高校生	295	395	461	186	256	305
5人	本人、親①(★)、親②(パート)、高校生、中学生	親①：321 親②：100	親①：395 親②：100	親①：461 親②：100	親①：207 親②：100	親①：256 親②：100	親①：309 親②：100

- 表中の数字は目安の金額です。所得要件は収入・所得に基づく課税標準額等により設定されるため、世帯構成、障害者の有無、各種保険料の支払い状況等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や下回っていても対象とならない場合があります。
- 本人が直前の1月1日現在19歳～22歳であるものとして試算しています。
- 機構のホームページに掲載している「[進学資金シミュレーター](#)」

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>で、対象となるかおおよその確認ができます。

※「[進学資金シミュレーター](#)」は、この後、紹介します。

## ②資産要件

本人及び生計維持者の預貯金、有価証券、現金等の資産（不動産、負債は対象としない）の合計額が基準額未満であること（生計維持者が1人の場合：1,250万円、2人の場合：2,000万円）

- **資産に関する証明書（通帳の写し等）の提出は不要**です。

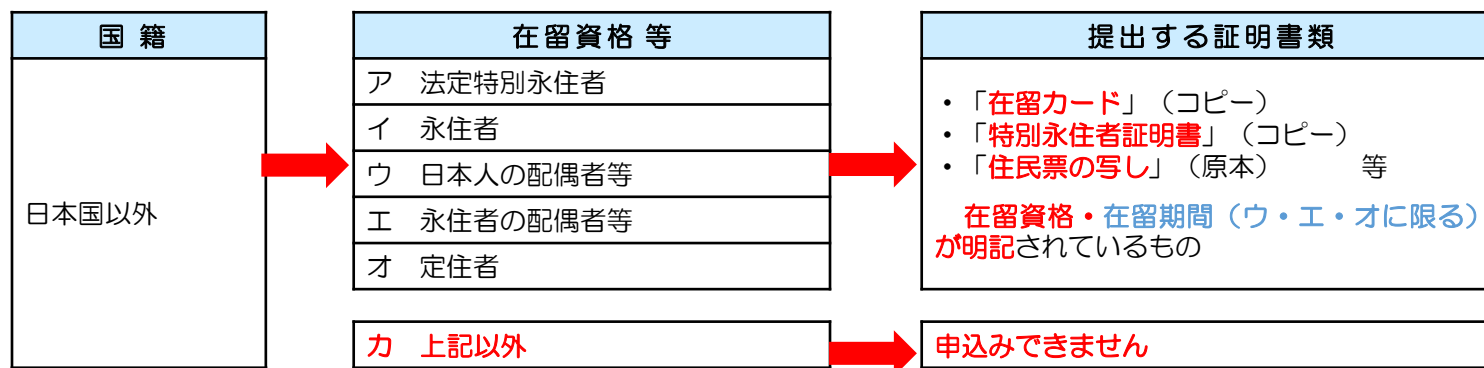
# 新たな給付奨学金制度の概要

## (3) その他の基準

次の①～③のいずれにも該当すること

① 日本国籍を有する者、法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、又は永住の意思が認められる定住者であること

※在留資格に関する証明書類は学校経由で機構へ提出いただく予定です。



② 以下のア・イのいずれにも該当すること (令和2年度中において、アに該当する者は存在しません。)

ア 過去に大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)に基づく給付奨学金を受けたことがない者

イ 学業成績が独立行政法人日本学生支援機構に関する省令(平成16年文部科学省令第23号)の別表に定める廃止の区分に該当しない者

# 新たな給付奨学金制度の概要

## 【別表】適格認定における学業成績の基準

区分	学業成績の基準
廃止	<ol style="list-style-type: none"><li>1 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。</li><li>2 修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。次項において同じ。）の合計数が標準単位数の5割以下であること。</li><li>3 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。</li><li>4 次項に定める警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。</li></ol>
警告	<ol style="list-style-type: none"><li>1 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること。（前項第2号に掲げる基準に該当するものを除く。）</li><li>2 GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。</li><li>3 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること。（前項第3号に掲げる基準に該当するものを除く。）</li></ol>

### ③ 以下のア・イのいずれかに該当すること

ア 高等学校等（※1）を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から大学等に入学した日（※2）までの期間が2年を経過していない者又はこれに準ずるもの（後記【参考2】【参考3】参照）

※1 高等学校等とは、国内の高等学校（本科）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）及び専修学校の高等課程（修業年限が3年以上のもの）を指します（インターナショナルスクールや在外教育施設等は含みません）。

※2 現在在学する大学等に編入学又は転学した者は、編入学又は転学する前に在学していた学校へ入学した日とします。

イ 高等学校卒業程度認定試験（以下「認定試験」という。）の受験資格を取得した年度（16歳になる年度）の初日から認定試験合格

者となった日の属する年度の末日までの期間が5年を経過していない者（5年経過後、毎年度認定試験を受験していたものを含む）

であって、認定試験合格者となった日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していないもの

# 新たな給付奨学金制度の概要

## 【参考2】「これに準ずる者」の具体

※前記「3-(3)-③-ア」関係

イ 高等学校等を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者又はこれに準ずるもの

- (1) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる以下のいずれかに該当するものであって、それに該当することとなった日の属する年度の翌年度の末日から、大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していないもの
  - ① 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずるもので文部科学大臣の指定したもの
  - ② 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了したもの
  - ③ 文部科学大臣の指定した者
- (2) 学校教育法施行規則第150条又は第183条に規定する以下のいずれかに該当する者であって、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学しなくなった日の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していないもの
  - ① 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入學させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
  - ② 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入學させる専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めたもの
- (3) 学校教育法施行規則第150条又は第183条に規定する以下のいずれかに該当する者であって、入学した日が20歳に達した日の属する年度の翌年度の末日までのもの
  - ① 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校等を卒業した者と同等以上の学力があると認めたもので、18歳に達したもの
  - ② 専修学校において、個別の入学資格審査により、高等学校等を卒業した者に準ずる学力があると認めたもので、18歳に達したもの



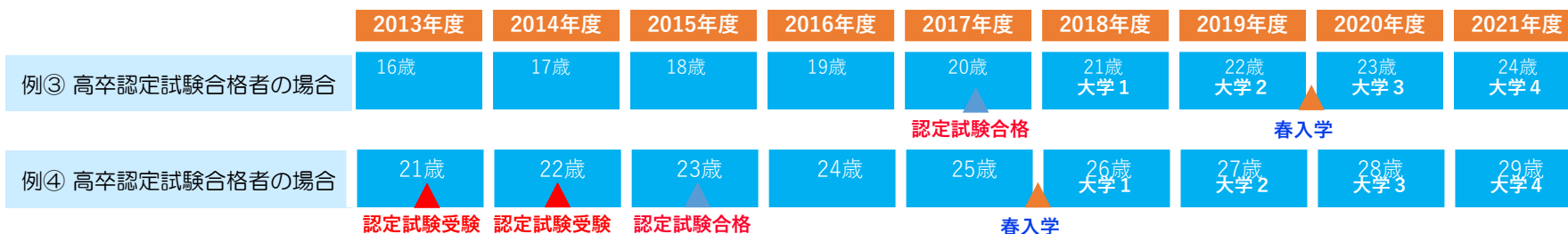
# 新たな給付奨学金制度の概要

## 【参考3】 確認大学等に進学するまでの期間に関する要件

- 例① 2017年3月に高等学校等を卒業 → 2019年度末までに大学等へ入学した人  
 例② 2016年3月に高等学校等を卒業 → 2018年度末までにA短期大学へ入学し、A短期大学を卒業後1年以内にB大学へ編入学した人



- 例③ 16歳となる2013年度から5年を経過していない2017年度に認定試験に合格し、2020年度末までに大学等へ入学した人  
 例④ 16歳となる2008年度から5年以上経過した2015年度に認定試験に合格し、2018年度末までに大学等へ入学した人  
 (5年経過後の2013年度、2014年度に認定試験を受験していることが必要)



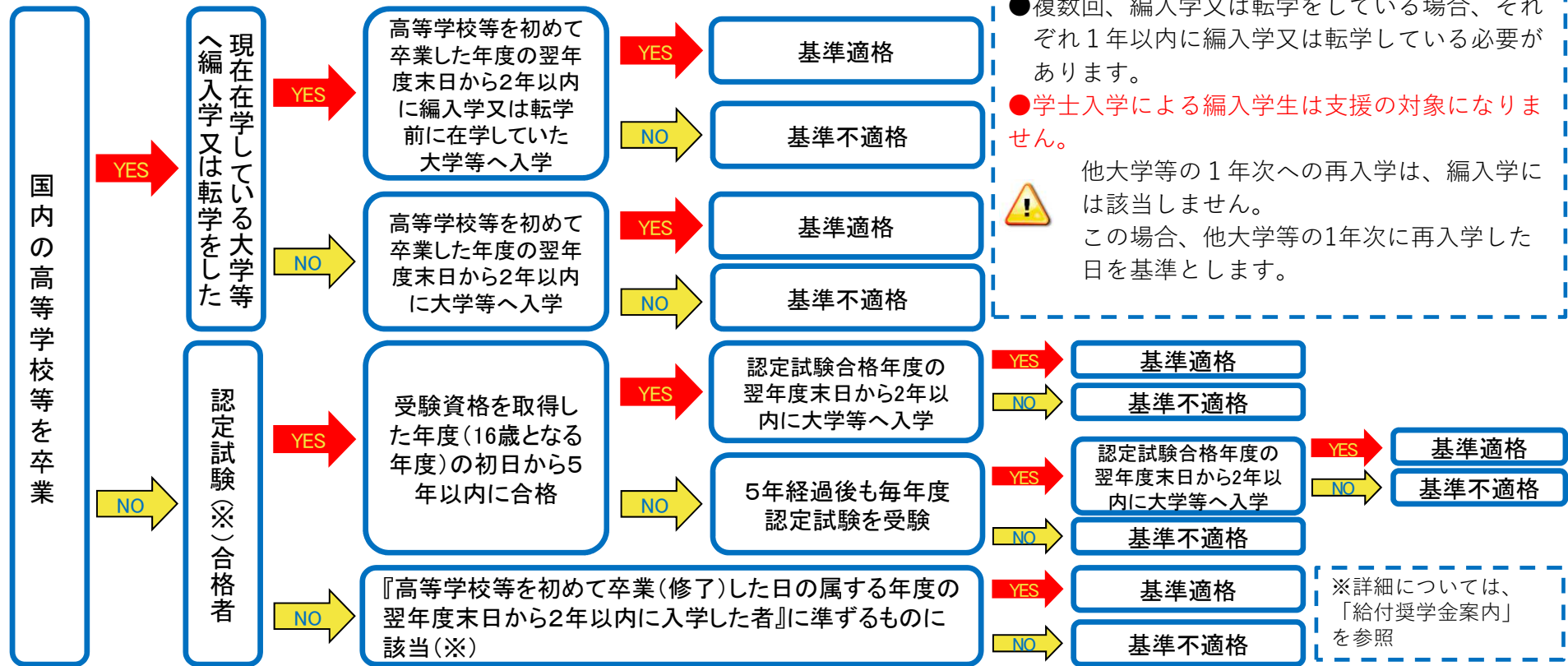
- 例⑤ 17歳となる2015年度に専修学校高等課程（2年間）を修了後、准看護師として3年間勤務（2018年度）した後に、個別の入学資格審査によって、20歳に達した年度の翌年度末（2019年度末）までに専修学校専門課程へ入学した人



# 支援対象者の要件（その他の基準）

2020年度進級予定の人で、次の1から3の基準に該当する人が対象  
 1. 学業等に係る基準 2. 家計に係る基準（収入・資産）  
 3. その他の基準（大学等への入学時期等の基準、在留資格等の基準）  
 このうち、「3. その他の基準」の具体的な要件は以下のとおり

## （1）大学等への入学時期等に関する基準確認



**【編入学又は転学について】**  
 現在在学する大学等に編入学又は転学した人は、編入学又は転学する前に在学していた学校に入学した日を基準とします。なお、この場合、編入学又は転学する前に在学していた学校を卒業又は修了した後 **1年以内** に現在在学する大学等に編入学又は転学している者が支援対象となります。  
 ●複数回、編入学又は転学をしている場合、それぞれ1年以内に編入学又は転学している必要があります。  
 ●**学士入学による編入学生は支援の対象になりません。**  
 ⚠ 他大学等の1年次への再入学は、編入学には該当しません。この場合、他大学等の1年次に再入学した日を基準とします。

※詳細については、「給付奨学金案内」を参照

# 新たな給付奨学金制度の概要

## 4. 支給額

給付奨学生として採用されてから卒業する（修業年限の終期）まで、世帯の所得金額に基づく区分に応じて、通学形態により定まる下表の金額を、原則毎月支給します。  
(月額)

学校種別	区分	国公立	
		自宅通学	自宅外通学
大学	第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円
	第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円
	第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円

※ 生活保護（受けている扶助の種類は不問。）を受けている生計維持者と同居している人及び進学後も児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

# 新たな給付奨学金制度の概要

## ① 支給額における注意事項

- 自宅通学とは、学生が生計維持者（原則父母）と同居している（またはこれに準ずる）状態のことをいいます。
- 自宅外通学とは、学生が生計維持者のもとを離れて（生計維持者の単身赴任等は含まない。）家賃を支払って生活していることをいい、次のいずれかに該当することが必要です。
  - ① 実家（生計維持者いずれもの住所）から通学する場合（②～④において同じ。）、大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上（目安）
  - ② 大学等までの通学時間が片道120分以上（目安）
  - ③ 大学等までの通学費が月1万円以上（目安）
  - ④ 大学等までの通学時間が片道90分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下（目安）
  - ⑤ その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、自宅（実家）からの通学が著しく困難である場合
- 自宅外通学を選択した場合、そのことを証明する書類（賃貸借契約書等）について、学校経由で機構への提出が毎年度必要です。
- 支給額の表のカッコ内の金額の対象となる「児童養護施設等から通学する人」の「児童養護施設等」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親を指します。
- **第一種奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の貸与を受けられる月額の上限額が制限されます。**

# 新たな給付奨学金制度の概要

## ② 第一種奨学金を併せて利用する者について

第一種奨学金を併せて利用する者については、**第一種奨学金の貸与を受けられる月額の上限額が制限**されます（希望する月額が貸与されない場合あり）。

※ 第一種奨学金を利用している者が新しい給付奨学金に申し込む際は、給付奨学金を受給している間、貸与月額が調整（減額又は増額）されます（給付奨学金確認書において承諾することになります。）

※ 給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額については、次ページ参照

## ③ 他の給付金を併せて利用する者について

以下の給付金を受けている期間は、給付奨学金の支給が停止となります。

ア 教育訓練支援給付金（雇用保険法）

イ 訓練延長給付（雇用保険法）

ウ 技能習得手当及び寄宿手当（雇用保険法）

エ 職業訓練受講給付金（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律）

オ 高等職業訓練促進給付金（母子及び父子並びに寡婦福祉法）

カ 職業転換給付金（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律）

## ④ 現行制度の給付奨学生について

現在、機構の給付奨学金を受給している人は、新しい給付奨学金に切り替えることができます。新しい給付奨学金の支給を受けることになった場合、現在受給している給付奨学金は辞退することになります。

※ そのことについて給付奨学金案内に挟み込まれている給付奨学金確認書において承諾していただきます。

また、在学している大学等が新しい給付奨学金の対象とならなかった場合や学生が新しい給付奨学金の要件に該当しない場合は、引き続き現在受給している給付奨学金を受けることができます。

※ 現在、給付奨学金を受給している人は、新しい給付奨学生に採用されるとは限らないため、必ず「給付奨学金継続願」で継続の手続きを行ってください。

### 【参考4】新しい給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額

学校種別・給付奨学金の区分		国立	
		自宅通学	自宅外通学
大学	第Ⅰ区分	0円	0円
	第Ⅱ区分	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,300円 (25,000円)	13,800円

- ※ 生活保護（受けている扶助の種類は不問。）を受けている生計維持者と同居している人及び進学後も児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。
- ※ 複数の貸与月額が設定される区分（月額を選択が可能な区分）において、併給調整後の最初の振込額は、調整前の貸与月額（本人希望額）と同額又は直近下位の月額が自動的に設定される予定です。貸与予定総額が増える場合は、増額となることに同意する書類の提出が必要となります。
- ※ 夜間の課程（昼夜課程を除く。）に在籍している者は、上表とは異なる額が貸与されます。

# 新たな給付奨学金制度の概要

## 5. 生計維持者について

- 学生等の「生計維持者」は、父母がいる場合は父母となります。
- 父母のいずれかが同一生計の中にいる場合は、父母以外の方が生計維持者になることはありません。
- 父母ともに同一生計の中にいる場合は、無収入であっても父母ともに生計維持者として必ず申告する必要があります。

※ 「生計維持者について」「生計維持者に係るQ&Aを併せて確認してください。

機構の一般用ホームページに掲載 <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/seikeiizisya.html>

- 次の（１）～（３）のいずれかに該当する場合は、生計維持者は1名とします。

### （１）生計維持者を父又は母のいずれか（1名）とする主なケース

#### ①父又は母と死別している場合

ただし、父又は母が再婚（事実婚を含む）して、あなたとその再婚相手が同一生計である場合は、生計維持者は父又は母とその再婚相手（2名）です。

#### ②父母の離婚により、あなたが父又は母と別生計となっている場合

ただし、離婚した父又は母が再婚（事実婚を含む）し、あなたとその再婚相手が同一生計である場合は、生計維持者は父又は母とその再婚相手（2名）です。

#### ③父又は母が、生死不明、意識不明、精神疾患等のためにより、意思疎通ができない場合

## 新たな給付奨学金制度の概要

### (2) 生計維持者を父母以外（1名）とする主なケース

- ① 父母と死別し、あなたが祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合  
2名以上から経済的支援を受けている場合は、主たる支援者（1名）となります。
- ② 父母が、生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができないため、あなたが祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合
- ③ あなたが結婚しており、父母ではなくあなたの配偶者に扶養（※）されている場合  
※納税手続きにおいて、あなたの配偶者の扶養に入っている場合

### (3) あなた自身を生計維持者（1名）とする主なケース

- ① 社会的養護を必要とし、18歳となるまで児童養護施設等に入所して（又は養育されて）いた場合
- ② 父母と死別し（又は生死不明、意識不明、精神疾患等により、意思疎通ができず）、祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を全く受けていない場合
- ③ あなたが結婚しており、あなたが自身の配偶者を扶養している場合

※ 生計維持者が1名（独立生計者を含む）であることについて、その事実関係が確認できる証明書の提出を求める場合があります。

※ 社会的養護を必要とする人の場合には、そのことを証明する書類（機構作成の様式「施設等在籍・退所証明書」でも可）を提出してください。



# 新たな給付奨学金制度の概要

## 6. 在籍報告

在籍状況や通学形態（自宅通学／自宅外通学）などを確認するため、インターネット（スカラネットPS）を通じて、給付奨学生から定期的（毎年：複数回）に報告を求めます。

- ※ スカラACを通じた学校による確認報告は、年一回となる予定です。
- ※ 期限までに報告がないときは、給付奨学金の支給を停止します。
- ※ 実施時期等の詳細は、確定後にお知らせします。

# 新たな給付奨学金制度の概要

## 7-1 適格認定（家計）

所得要件及び資産要件とも前記2ページ3. 支援対象者の要件（2）家計の経済状況に係る要件に基づき以下の確認をします。

### （1）所得要件

機構はマイナンバーを利用して、毎年夏頃に、所得状況を確認したうえで、10月からの支援区分（第Ⅰ区分～第Ⅲ区分）を見直します。

確認の結果、奨学金の支給を停止することや支給額が変わることがあります。

支援区分のいずれの区分にも該当しない場合は、10月から1年間支給を停止します。

※申込時にマイナンバーを提出できない者については、支援期間中、毎年、所得に関する書類を提出していただきます。

### （2）資産要件

資産に関する申告（毎年春頃を予定）を求め、基準に該当していない場合は、当年度の10月から1年間支給を停止します。

# 新たな給付奨学金制度の概要

## 7-2 適格認定（学業）

学年毎（修業年限が2年以下の課程においては学年の半期ごと）に確認を行い、以下のいずれかに該当する場合は、記載の処置を実施します。

### （1）次のいずれかに該当する場合は、奨学金の支給を打ち切り【廃止】

- ① 修業年限で卒業できないこと（卒業延期）が確定した場合
- ② 修得単位数の合計数が標準単位数の5割以下の場合
- ③ 出席率が5割以下など、学修意欲が著しく低いと学校が判断した場合
- ④ 連続して（2）の「警告」に該当した場合

※ これら該当する者のうち、学業成績が著しく不良であって、災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められないときは、前回の確認以降支給した分の返還を求めます。

※ 新しい給付奨学金制度では、学業成績不振による「停止」はありません。

### （2）次のいずれかに該当する場合は、支給を継続するが、学業成績の向上に努めるよう指導【警告】

- ① 修得単位数の合計数が標準単位数の6割以下の場合
- ② GPA（平均成績）等が下位4分の1の場合
- ③ 出席率が8割以下など、学修意欲が低いと学校が判断した場合

※ 「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年文科省令第23号）」に規定（スライドPage.6参照）

# 新たな給付奨学金制度の概要

## 7-3 適格認定（学校処分）

学校教育法施行規則第26条第2項に規定する処分を受けた場合は、処分の内容により以下の処置を実施します。

（1）退学又は停学（無期又は3月以上の期間のものに限る。）場合は、奨学金の支給を打ち切り【廃止】

※ 加えて、処分を受けた学年の始期以降の支給分を返還させることになります。

（2）停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けた場合は、奨学金の支給を停止【停止】

## 7-4 要返還となる要件について

返還を求めるのは、以下の場合になります。

- ① 学業成績が著しく不良であり、災害、傷病その他のやむを得ない事由がない場合
- ② 大学等から退学・停学（無期限または3ヵ月以上）の懲戒処分を受けた場合

※ 偽りその他不正の手段により支援措置を受けた場合は、不正によって得た奨学金の100分の140に相当する額の返還を求めることがあります。

## スケジュール（2020年度募集の在学採用）

2020年度に実施する在学採用については、**年間2回の募集**を実施する予定です。

### 募集スケジュール（予定）

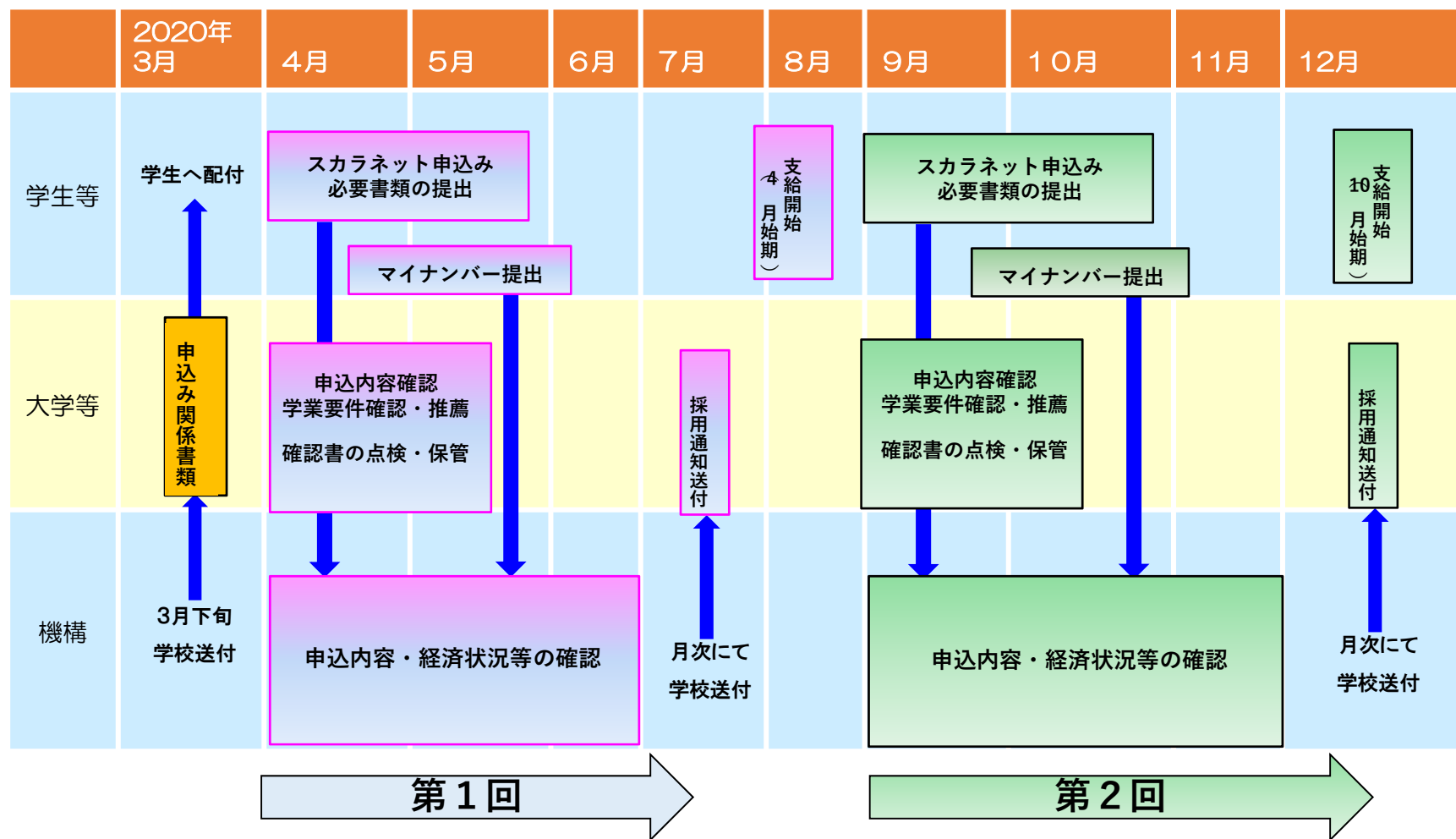
おおよその実施時期は以下のとおりです。

- 第1回：4月申込受付開始、7月採用決定（4月始期）
- 第2回：9月申込受付開始、12月採用決定（10月始期）
  - ※ 次ページのイメージ図も参照。
  - ※ 貸与奨学金の募集も同時期に実施予定（第2回は実施を検討中）。
- 家計急変者を対象とした募集
  - ※ 家計急変事由・時期、申込方法等の詳細は、改めてお知らせします。

（家計急変後の所得の状況について、3ヶ月毎に確認が必要となる予定）

# スケジュール（2020年度募集の在学採用）

## ■スケジュール（イメージ）



## 進学資金シミュレーター

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

「進学資金シミュレーター」の「給付奨学金シミュレーション」では、新しい給付奨学金制度の対象になるかどうかを調べることができます。

### ◆給付奨学金シミュレーション（学生向け）

いくつかの質問に答えることで、給付奨学金を受けることができる年収の目安を簡単に知ることができます。

### ◆給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）

世帯の年収等を答えることで、給付奨学金を受けることができるかを詳細に知ることができます。

ご利用にあたって不明な点や詳しい利用方法については、機構のホームページ掲載「給付奨学金シミュレーションかんたんガイド（学生向け）」「給付奨学金シミュレーションご利用の手引き」をご覧ください。

※貸与奨学金のシミュレーションも行うことができます。